

平成 19 年 1 月 23 日

この規約は、愛知県山岳連盟(以下、愛知岳連という)の北谷小屋とトイレ(以下、本施設という)および管理敷地の使用に関する事項を定める。

(目的)

第 1 条 本施設および管理敷地は、愛知岳連が管轄し、愛知県山岳連盟会員が登山を通じて、健康的に明るく交流し、さらに心身の鍛練と登山技術の向上に寄与することを目的とする。

(管理)

第 2 条 本施設および管理敷地の管理は、愛知岳連北谷小屋管理委員会(以下、管理委員会という)が担当し、北谷小屋の鍵の保管は藤内小屋とする。

(使用資格)

第 3 条 本施設および管理敷地の使用資格者(以下、使用資格者という)は、原則として愛知岳連の会員に限る。ただし、管理委員会が適格と認めたものについては、この限りではない。

第 4 条 北谷小屋の使用にあたっては、利用者は必ず会員証を携帯していること。

(使用申込)

第 5 条 北谷小屋の使用にあたっては、備えつけの使用簿に、(1)使用年月日、(2)氏名、(3)所属クラブ名を記帳すること。

(北谷小屋貸し切り使用)

第 6 条 愛知岳連の加盟団体が、他者より優先的に北谷小屋の使用(以下、貸し切りという)を希望する場合には、使用申請書に必要事項を記入し、管理委員会に提出し、事前に貸し切りの許可を得ること。

第 7 条 管理委員会は、各団体からの貸し切り希望を調整し、その予定を管理し、貸し切り状況を理事会・ホームページなどを通じて愛知岳連会員に掲示する。

第 8 条 本施設および管理敷地の使用希望者は、上記の貸し切り予定日に注意すること。

(使用料)

第 9 条 北谷小屋の貸し切り使用の場合には 1 団体 1 回(24 時間内)につき 3,000 円を岳連へ支払うこと。ただし、貸し切り以外の使用(たとえば、個人の北谷使用、トイレおよび管理敷地の使用資格者の使用)については無料とする。

(使用上の心得)

第 10 条 本施設および管理敷地を使用する上で、次の事項を順守しなければならない。

(1)使用申請者は、第 1 条に沿って使用し、その目的以外に使用してはならない。

(2)使用申請者は、管理委員会の承諾なく他人に権利を譲渡してはならない。

(3)使用者は、本施設(屋内の備品含む)を大切に扱わねばならない。もし、それらの破損など異常に気づいた場合には、管理委員会に状況を速やかに知らせること。

(4)使用者が、故意もしくは重大な過失になり、本施設(屋内の備品含む)を破損または消失させた場合、愛知岳連は損害に相当する弁償を使用者に対して求めることができる。

(5) 使用者は、火器の使用については十分に注意を払い、火災予防に留意すること。

(6) 使用者は、常に整理整頓を心がけ、利用後には清掃を行ない、本施設に持ち込んだものは全て持ち帰ること。

(7) 使用者は、利用後には、窓および扉が施錠されていることを確認すること。

(8) 本施設および周辺管理地の使用に当たり、万一事故に遭った場合または天災事変など不可抗力により損害を被った場合において、愛知岳連はその責を負わない。

(附則)

第11条 この規約は平成19年 月 日から施行する。